

「面会交流」から「親子交流」への名称変更を求める意見書の
提出について

「面会交流」から「親子交流」への名称変更を求める意見書を別紙のとおり
提出するものとする。

令和2年6月23日提出

提出者	秦野市議会議員	八 尋 伸 二
賛成者	同	木 村 眞 澄
同	同	相 原 學
同	同	露 木 順 三
同	同	諸 星 光

提案理由

両親の離婚等により、別居を余儀なくされた子どもと離れて暮らす親との交流をより適切に表現するため、「面会交流」の名称を「親子交流」に変更することについて、国に意見書を提出するものであります。

「面会交流」から「親子交流」への名称変更を求める意見書

父母が協議上の離婚をする際に協議で定める具体的な事項の一つとして、平成23年に一部改正された民法第766条に明記された「父又は母と子との面会及びその他の交流」は、一般的に「面会交流」と表現されている。

「面会」という言葉は、人と直接に会うという意味で広く使われているが、地位の高い人との面会や病院での面会等、制限された状況下で行われるものとして用いられることもあり、敷居の高さを感じさせるなど良い印象を与えない面がある。

離婚や別居後においても、子どもにとって父と母はかけがえのない存在であり、たとえ離れて暮らしていても、子どもの心身の健やかな成長のためには、定期的な交流は欠かすことのできないものである。

「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」という同条の趣旨を鑑みると、親子の交流である「面会交流」という表現は、親と子の交流をより適切かつ自然に表現できる「親子交流」に変更すべきである。

したがって、国においては、別居・離婚後の「面会交流」を「親子交流」という表現に改めるよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
様

秦野市議会議長 今井 実